

新潟県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月6日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第58号

新潟県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県肥料取締法施行細則（昭和25年新潟県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>新潟県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則</u></p> <p>（手数料の納付の方法）</p> <p>第1条 新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の規定により納付する手数料は、<u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第6条第1項又は第12条第4項に規定する申請書に添えて、納付しなければならない。</p> <p>（許可証の様式）</p> <p>第4条 <u>肥料の品質の確保等に関する法律施行令</u>（昭和25年政令第198号）<u>第7条</u>による事故肥料譲渡許可証は、別記第2号様式のとおりとする。</p>	<p><u>新潟県肥料取締法施行細則</u></p> <p>（手数料の納付の方法）</p> <p>第1条 新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の規定により納付する手数料は、<u>肥料取締法</u>（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第6条第1項又は第12条第4項に規定する申請書に添えて、納付しなければならない。</p> <p>（許可証の様式）</p> <p>第4条 <u>肥料取締法施行令</u>（昭和25年政令第198号）<u>第4条</u>による事故肥料譲渡許可証は、別記第2号様式のとおりとする。</p> <p><u>（表示命令）</u></p> <p>第4条の2 <u>知事の定める普通肥料（法第4条第1項第7号又は同条第2項の規定による知事の登録を受けた普通肥料及び法第16条の2第1項又は第2項の規定による知事への届出に係る指定配合肥料に限る。）の生産業者は、当該普通肥料を生産したときは、遅滞なくその容器又は包装の外部（容器及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各個）に知事の定める表示事項を表示しなければならない。</u></p> <p>第5条 <u>削除</u></p> <p><u>（報告の義務）</u></p> <p>第6条 <u>法第4条第1項第7号及び同条第2項に掲げる普通肥料の生産業者又は特殊肥料の生産業者は、1月から6月までにあつては9月末日まで、7月から12月までにあつては翌年の2月末日までにその間に生産した肥料及び肥料の原料として使用した普通肥料又は特殊肥料について、その種別数量を知事に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>肥料販売業者は、毎年10月末日までに、前年の7月から当該10月末日の属する年の6月までに購</u></p>

<p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p><u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第7条の規定により、上記のとおり登録したことを証明します。</p> <p>(略)</p> </div> <p>第2号様式（第4条関係）</p> <p>(略)</p> <p>年 月 日付けで申請の事故肥料の譲渡について、<u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第19条第2項の規定により、下記のとおり許可します。</p> <p>(略)</p> <p>許可年月日 年 月 日</p> <p><u>肥料の種類</u></p> <p>(略)</p>	<p>入し、又は販売した肥料について、その種類別数量を知事に報告しなければならない。</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p><u>肥料取締法</u>第7条の規定により、上記のとおり登録したことを証明します。</p> <p>(略)</p> </div> <p>第2号様式（第4条関係）</p> <p>(略)</p> <p>年 月 日付けで申請の普通肥料の譲渡について、<u>肥料取締法</u>第19条第2項の規定により、下記のとおり許可します。</p> <p>(略)</p> <p>許可年月日 年 月 日</p> <p>(略)</p>
---	--

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第4条の2を削る改正は、令和3年12月1日から施行する。